

議案第八号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

次のとおり三朝左岸幹線管渠築造工事（4-6）に係る工事請負契約の締結についての議決（平成四年十月二十九日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成五年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成五年参月拾壹日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

四 契約金額中「三四、二九九、〇〇〇円」を「三四、八七五、八〇〇円」に改める。